

議員提出議案第14号

難病対策の充実に関する意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成26年12月 日

提出者 上原しのぶ

賛成者 浜田佳資

〃 竹内ひろみ

難病対策の充実に関する意見書

国の難病対策として実施されている特定疾患治療研究事業は、患者の医療費の負担軽減を図るとともに、病態の把握や治療研究に重要な役割を果たしてきており、難病患者家族の大きな支えとなっている。

国においては、平成25年1月25日に厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会からの「難病対策の改革について（提言）」を踏まえ、医療費助成の具体的な対象疾患及び認定基準、医療費助成の対象患者の負担割合等、個別具体的な事項について審議を行うとし、その後5回の難病対策委員会が開かれ、同年10月29日に「難病対策の改革に向けた取組について（素案）」が示され、平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が成立した。

これにより対象疾患が拡大され喜ばれる難病患者団体あるいは患者がいる一方で、医療費助成の対象が300疾患程度に限られる見通しであることから、難病の疾患区分により、医療費助成の対象から除外される疾病の患者の存在や不公平感があること、大多数の小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者が成人後に助成が受けられなくなることなどが生じる。これらのことから、全般的な見直しが強くと求められているとともに、救済措置もなされるべきである。

見直しに当たっては、希少性や病名で議論されるのではなく、患者自身の病状、生活の質、生活環境、背景等で判断するとともに、広く国民の理解を得ながら、より公平・安定的な医療費助成の仕組みを構築していく必要がある。

よって、国におかれては、難病対策の改革に当たっては下記の事項について一層の充実を図るように強く求める。

記

- 1 難病患者支援が更に強化されるよう、施行に向けた手続きは患者の実態を踏

まえ、慎重に進めること。

- 2 特定疾病対象外の難病、疾病の患者のような制度の谷間にいる人々の救済措置を実施すること。
 - 3 厚生労働省から医療現場への目に見えない障がい、痛みに対する周知教育を徹底すること。また、そのような疾病に対し、救急、夜間の病院の受け入れ態勢や女性の妊娠から出産・産後のケアの充実を図ること。
 - 4 制度設計に当たっては、地方自治体への速やかな情報提供や意見交換の機会の確保を徹底し、地方自治体からの意見を十分に反映させること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月 日

生 駒 市 議 会